

議第 1 1 3 号 呉市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について

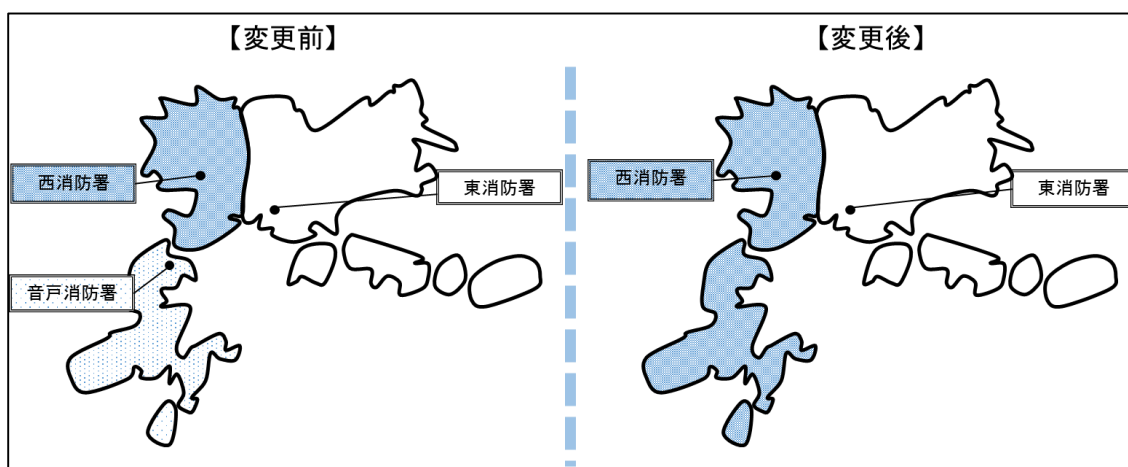
1 改正の趣旨

スケールメリットを生かした柔軟な組織運営により，災害に対する初動対応の強化を図るため，呉市西消防署と呉市音戸消防署を統合するとともに，呉市消防局・西消防署新庁舎の整備に伴う位置の変更をするものです。

2 改正の内容

(1) 呉市西消防署と呉市音戸消防署の統合

呉市西消防署と呉市音戸消防署の統合に伴い，呉市音戸消防署の管轄区域を呉市西消防署の管轄へと変更します。



(2) 呉市消防局及び呉市西消防署の位置の変更

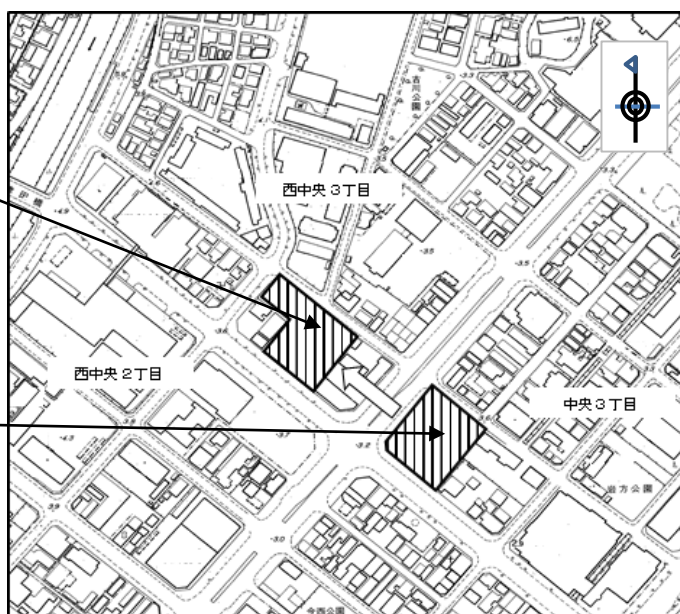
庁舎の移転に伴い，呉市消防局及び呉市西消防署の位置を「呉市西中央 3 丁目 1 番 9 号」に変更します。

【変更後】

呉市消防局・呉市西消防署
呉市西中央 3 丁目 1 番 9 号

【変更前】

呉市消防局・呉市西消防署
呉市中央 3 丁目 1 番 3 4 号



3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日。ただし，2 (2) については，公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日